

◎給与所得者異動届出書の記載のしかた

退職や転勤した納税義務者の氏名を書いてください。

退職や転勤した納税義務者の生年月日を書いてください。

退職や転勤した納税義務者の個人番号を書いてください。

退職や転勤した納税義務者の令和6年1月1日現在の住所を書いてください。

退職などにより住所を変更されたときは、その新しい住所を書いてください。なお、不明のときは本籍地を書いてください。

給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収（特別徴収で納入）する場合は該当番号を記入してください。

一括徴収しない場合はその理由について該当番号を記入してください。

注意事項等

- 1 本書は、特別徴収の個人番号通知書、市民税・県民税・森林環境税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書に提出するものとして、提出期限は、給与支払報告の提出期限（令和6年1月10日）までです。従業者等の住所変更等の場合は、提出不要です。
- 2 給与の支払を受けなくなった場合は、本欄に記入してください。訂正する場合は、重箱で抹消してください。
- 3 給与所得者が同一住所に異動した場合は、納税義務者の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印 6 岩出 市長 令和 年 月 日 提出

市民税・県民税・森林環境税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

5年度 特別徴収指定番号 宛名番号

6年度 特別徴収指定番号 宛名番号

課税関係 担当氏名 電話番号 内線

給与支払義務者 氏名 住所 個人番号又は法人番号（右詰めでご記入ください）

給与 フリガナ 新姓 新姓 年 月 日

生年月日 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 年 月 日

個人番号

住所 1月1日現在 市 町 村 丁目 番 号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 00

異動事由

1.転勤・転居 2.退職 3.死亡 4.休職 5.転入 6.転出 7.支払不定期 8.その他

異動後の未徴収税額の徴収方法

1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収（本人が納付）

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先へは、月割額 円 を 月分（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合（1及び2に当てはまらない場合に記入してください。）

1 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。 2 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。

旧特別徴収義務者

5年度 月分以降の月割額は 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他

6年度 月分以降の月割額は 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他

市 町 村 処 理 欄

A B C D E F G H I J K L

税額通知書を通じて最終の徴収月までの月と、その徴収した税額を書いてください。

税額通知書の左上の欄にある指定番号を書いてください。

税額通知書の左上の欄にある宛名番号を書いてください。

特別徴収することができなくなった事由の番号を記入してください。

一括徴収した税額を何月分で納入するか書いてください。

給与の支払を受けなくなった年月日を書いてください。

年税額から徴収税額を差引いた税額を書いてください。

納税義務者が転勤等された場合で引き続き新しい勤務先で特別徴収を行うよう連絡済みのときは、毎月徴収する金額と徴収する最初の月を書いてください。